平成２３年（フ）第９１号
大阪府藤井寺市青山２丁目２番３号
破産者　シンシアスポーツこと　中野　貴史
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
兵庫県宝塚市米谷２丁目14番28号　福村文化２号、前住所兵庫県篠山市西岡屋甲22番地12
破産者　谷野　道夫
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４８号
兵庫県伊丹市中央４丁目５番６号　オアシス千歳、前住所兵庫県川西市加茂２丁目１番22―403号
破産者　横田　憲治
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０３５号
兵庫県神戸市北区藤原台北町５丁目３番７―904号、開始決定時の住所兵庫県西宮市山口町上山口４丁目18番40号
破産者　小川　　修
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８３号
兵庫県加古川市別府町新野辺1243番地の18、開始決定時の住所兵庫県高砂市曽根町682番地の６
破産者　櫻井　悦子
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７１号
奈良県大和郡山市矢田山町11番地８
破産者　松原　純子
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９０号
奈良市青野町32番地の１　デルニエ西大寺501号
破産者　松浦　信代
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６０８号
愛媛県松山市中野町甲160番地６
破産者　高橋　順三
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３７２号
福岡県久留米市御井旗崎１丁目１番20―203号、住民票上の住所福岡県うきは市浮羽町西隈上179番地１
破産者　栗田　孝子
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２１９号
佐賀県鳥栖市江島町3256番地228　競馬場団地39
破産者　塩滿　正信
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３号
沖縄県南城市佐敷字津波古1069番地
破産者　伊良波　進
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４号
沖縄県南城市佐敷字津波古1069番地
破産者　伊良波酒店こと　伊良波　直
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２７号
沖縄県南城市佐敷字津波古129番地ミレニアムみやぎ103号
破産者　町田　旨規
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５号
青森県上北郡おいらせ町苗平谷地33―１小向アパート１号、住民票上の住所仙台市泉区南光台４丁目７番26号
破産者　村谷　博章
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第７０６号
新潟市東区東中島３丁目８番９号、前住所新潟市東区東中島３丁目８番11号　佐藤方
破産者　長谷川節子
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７１号
北海道白糠郡白糠町西１条南２丁目２番地15
破産者　岩淵　　明
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２７２号
北海道白糠郡白糠町西１条南２丁目２番地15
破産者　岩淵眞紀子
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２８０８号
福岡県太宰府市御笠１丁目７番53号シャルマン御笠Ｖ102号
破産者　舩越　悦子
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部